# 水 道 工 事 標 準 仕 様 書

平成 27 年 5 月適用

日 南 市 水 道 課

# 第１節 総 則

## １－１ 適 用

１．水道工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、日南市水道課が発注する水道工事（管路工事）に適用する。なお、本仕様書に定めがないものについては、土木工事共通仕様書（平成 22 年７月宮崎県県土整備部）（以下「県土整備部共通仕様書」という。）によるものとする。

２．受注者は、標準仕様書の適用にあたって、日南市工事検査規程など、に従った検査・監督体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、日南市財務規則（昭和21年３月30日規則第50号）（以下「規則」という。）第141条、及び第144条に基づくものであることを認識しなければならない。

３．**特記仕様書**、図面に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。

４．**特記仕様書**、図面の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に**確認**して**指示**を受けなければならない。

５．**設計図書**は、ＳＩ単位を使用するものとする。ＳＩ単位については、ＳＩ単位と非ＳＩ単位が併記されている場合は（ ）内を非ＳＩ単位とする。

## １－２ 用語の定義

１．**契約図書**とは契約書、契約約款及び**設計図書**をいう。

２．**設計図書**とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

３．仕様書とは、標準仕様書、県土整備部共通仕様書と各工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。

４．標準仕様書・県土整備部共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

５．**特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、**設計図書**に基づき監督員が受注者に**指示**した**書面**及び受注者が**提出**し監督員が**承諾**した**書面**は、**特記仕様書**に含まれる。

６．現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

７．質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に対して発注者が回答する**書面**をいう。

８．図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。なお、**設計図書**に基づき監督員が受注者に**指示**した図面および受注者が**提出**し、監督員が**書面**により**承諾**した図面を含むものとする。

９．**指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について**書面**をもって示し、実施させることをいう。

10．**承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が**書面**により同意することをいう。

11．**協議**とは、**書面**により**契約図書**の**協議**事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

12．**提出**とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

13．提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を示し、説明することをいう。

14．**報告**とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について**書面**をもって知らせることをいう。

15．**通知**とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、**書面**をもって知らせることをいう。

16．**書面**とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

（１）緊急を要する場合は、ファクシミリまたはＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な**書面**と差し替えるものとする。

（２）電子納品を行う場合は、別途監督員と**協議**するものとする。

17．**確認**とは、**契約図書**に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

18．**立会**とは、**契約図書**に示された項目において、監督員が臨場し、内容を**確認**することをいう。

19．工事検査とは、検査員が契約約款第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の**確認**を行うことをいう。

20．検査員とは、契約約款第31条第２項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

21．同等以上の品質とは、**特記仕様書**で指定する品質または**特記仕様書**に指定がない場合、監督員が**承諾**する試験機関の品質**確認**を得た品質または、監督員の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関での品質の**確認**のために必要となる費用は、受注者の負担とする。

22．工期とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

23．工事開始日とは、工期の始期日または**設計図書**において規定する始期日をいう。

24．工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む）の初日をいう。

25．工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

26．本体工事とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

27．仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

28．工事区域とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地または水面の区域をいう。

29．現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。

30．ＳＩとは、国際単位系をいう。

31．現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

32．ＪＩＳ規格とは、日本工業規格をいう。

**１－３ 設計図書の照査等**

１．受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

２．受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約約款第１８条第１項第１号から第５号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が**確認**できる資料を**書面**により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または**書面**の追加の要求があった場合は従わなければならない。

３．受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、及びその他の図書を監督員の**承諾**なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

**１－４ 施工計画書**

１．受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計画書**を監督員に**提出**しなければならない。

受注者は、**施工計画書**を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、**施工計画書**に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

（１）工事概要

（２）計画工程表

（３）現場組織表

（４）指定機械

（５）主要船舶・機械

（６）主要資材

（７）施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）

（８）施工管理計画

（９）安全管理

(10) 緊急時の体制及び対応

(11) 交通管理

(12) 環境対策

(13) 現場作業環境の整備

(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(15) その他

２．受注者は、**施工計画書**の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更**施工計画書**を監督員に**提出**しなければならない。

ただし、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は不要とする。

３．受注者は、**施工計画書**を**提出**した際、監督員が**指示**した事項について、さらに詳細な**施工計画書**を**提出**しなければならない。

**１－５ 工事カルテ作成、登録**

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための**確認**のお願い」を作成し監督員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、完成検査完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容**確認**書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に**提出**しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の**提出**を省略できるものとする。

**１－６ 監督員**

１．当該工事における監督員の権限は、契約約款第９条第２項に規定した事項である。

２．監督員がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日**書面**により監督員と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

**１－７ 工事用地等の使用**

１．受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をも

って維持・管理するものとする。

2．**設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3．受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

4．受注者は、第１項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定めまたは監督員の**指示**に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。

5．発注者は、第１項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6．受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

**１－８ 工事の着手**

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約約款に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

**１－９ 工事の下請負**

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（１）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

（２）下受注者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

**１－10 施工体制台帳**

1．受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について」（平成26年12月25日付け国土建第198～202号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に**提出**しなければならない。

2．第１項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について」（平成26年12月25日付け国土建第198～202号）に従って、各下受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に**提出**しなければならない。

3．第１項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下受注者を含む）及び元受注者の専門技術者（専

任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

4．第１項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員に**提出**しなければならない。

**１－11 受注者相互の協力**

受注者は、契約約款第２条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

**１－12 工事の一時中止**

1．発注者は、契約約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ**書面**をもって**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、１－１－41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

（1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合

（2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

（3）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2．発注者は、受注者が**契約図書**に違反しまたは監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。

3．前１項および２項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に**提出**し、**承諾**を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

**１－13 設計図書の変更**

**設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、受注者に行った工事の変更**指示**に基づき、発注者が修正することをいう。

**１－14 工期変更**

1．契約約款第15条第７項、第17条第１項、第18条第５項、第19条、第20条第３項、第21条及び第43条第２項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更**協議**の対象であるか否かを監督員と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前**協議**」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に**通知**するものとする。

2．受注者は、契約約款第18条第５項及び第19条に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、

第１項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第２項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議**書を監督員に**提出**しなければならない。

３．受注者は、契約約款第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第１項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第２項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議**書を監督員に**提出**するものとする。

４．受注者は、契約約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第１項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第２項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議**書を監督員に**提出**するものとする。

５．受注者は、契約約款第22条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第23条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議**書を監督員に**提出**しなければならない。

**１－15 支給材料および貸与物件**

１．受注者は、支給材料及び貸与物件を契約約款第15条第８項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２．受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

３．受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあっては支給品精算書を監督員に**提出**しなければならない。

４．契約約款第15条第１項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**または監督員の**指示**によるものとする。

５．受注者は、契約約款第15条第９項「不用となった支給材料または貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の**指示**に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

６．受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。

７．受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。

８．支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

**１－16 工事現場発生品**

１．受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、**設計図書**または監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡さなければならない。

２．受注者は、第１項以外のものが発生した場合、監督員に**通知**し、監督員が引き渡しを**指示**したも

のについては、現場発生品調書を作成し、監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡さなければならない。

**１－17 建設副産物**

１．受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事または**設計図書**に指定された仮設工事にあっては、監督員と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督員の**承諾**を得なければならない。

２．受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを**確認**するとともに監督員に提示しなければならない。

３．受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達､平成３年10月25日）、建設工事における建設副産物の適正処理の確保及び再生資源の利用の促進に関する基本方針（宮崎県土木部、平成12年4月3日）、建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領（宮崎県土木部、平成12年4月3日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

４．受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含め監督員に**提出**しなければならない。

５．受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含め監督員に**提出**しなければならない。

６．受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に**提出**しなければならない。

**１－18 工事完成図**

１．受注者は、**設計図書**に従って工事完成図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

**１－19 工事完成検査**

１．受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、工事完成**通知**書を監督員に**提出**しなければならない。

２．受注者は、工事完成**通知**書を監督員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

（１）**設計図書**（追加、変更**指示**も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。

（２）契約約款第17条第１項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。

（３）**設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。

（4）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3．発注者は、工事検査に先立って、受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

4．検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

（2）工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

5．検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。

6．修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から補修完了の**確認**の日までの期間は、契約約款第31条第２項に規定する期間に含めないものとする。

**１－20 既済部分検査等**

1．受注者は、契約約款第37条第２項の部分払の**確認**の請求を行った場合、または、契約約款第38条第１項の工事の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2．受注者は、契約約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

3．検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

（2）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4．受注者は、検査員の**指示**による修補については、前条の第５項の規定に従うものとする。

5．発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

6．受注者は、契約約款第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行**報告**書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

**１－21 部分使用**

1．発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。

2．受注者は、発注者が契約約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査または監督員による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。

**１－22 施工管理**

1．受注者は、工事の施工にあたっては、**施工計画書**に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2．監督員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

（1）工事の初期で作業が定常的になっていない場合

（2）管理試験結果が限界値に異常接近した場合

（3）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

（4）前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

3．受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名および受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の**承諾**を得て省略することができるものとする。

4．受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

5．受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ**通知**し、その対応方法等に関して**協議**するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6．受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働条件の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7．受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督員および関係官公庁へ**通知**し、その**指示**を受けるものとする。

8．受注者は、出来形管理基準および品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時までに監督員へ**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

**1－23 履行報告**

1．受注者は、契約約款 11 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督員に**提出**しなければならない。ただし、工期が短い（60 日に満たない工事）については監督員の**承諾**を得て**提出**しないこととすることができる。

2．履行**報告**には、着手前写真と同一構図の写真（進捗が比較できる写真）を添付するものとする。

**1－24 工事関係者に対する措置請求**

1．発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2．発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と

認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

**１－25 工事中の安全確保**

１．受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年３月29日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成６年11月１日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」および「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

２．受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

３．受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

４．受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

５．受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

６．受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

７．受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

８．受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

（１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

（２）当該工事内容等の周知徹底

（３）工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

（４）当該工事における災害対策訓練

（５）当該工事現場で予想される事故対策

（６）その他、安全・訓練等として必要な事項

９．受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、**施工計画書**に記載して、監督員に**提出**しなければならない。

10．受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事**報告**等に記録した資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

11．受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

12．受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

13．監督員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第１項に規定する措置を講じる者として、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

14．受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

15．災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に**通知**しなければならない。

16．受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に**報告**しなければならない。

17．受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に**報告**し、その処置については占用者全体の**立会**を求め、管理者を明確にしなければならない。

18．受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に**報告**するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

**１－26 爆発及び火災の防止**

１．受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。

（１）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

（２）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

２．受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

（１）受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所および日時、消火設備等を**施工計画書**に記載しなければならない。

（２）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

（３）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺

の整理に努めなければならない。

（4）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

**1－27 後片付け**

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

**1－28 事故報告書**

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が**指示**する様式（工事事故**報告**書）で**指示**する期日までに、**提出**しなければならない。

**1－29 環境対策**

1．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年３月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2．受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に**報告**し、監督員の**指示**があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

3．監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

4．受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

5．受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

6． 受注者は、工事の施工にあたり表１－１に示す一般工事用建設機械を使用する場合、およびトンネル坑内作業にあたり表１－２に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正

平成14年４月１日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年３月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年３月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策７．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年３月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成９年７月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができるものとする。

**１－30 文化財の保護**

１．受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督員に**報告**し、その**指示**に従わなければならない。

２．受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

**１－31 交通安全管理**

１．受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約約款第28条によって処置するものとする。

２．受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

３．受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と**協議**のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、**書面**で監督員に**提出**しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うともにのとする。

また、ダンプトラック等による過積載等の防止のため、下記について遵守すること。

（１）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

（２）過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

（３）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

（４）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることの

ないようにすること。

（５）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

（６）下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

（７）以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

４．受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第３号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（県土整備部長**通知** 平成20年3月24日）、工事現場における標示板の標示要領（県土整備部長**通知** 平成20年3月24日）、道路工事（道路占用工事を含む）にかかる標示板（工事看板）の工事内容の標示例について（県土整備部長**通知** 平成20年5月12日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課**通知**昭和47年２月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

５．発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

６．受注者は、**特記仕様書**に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

７．公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者**協議**で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

８．受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の２に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

**１－32 施設管理**

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約約款第33条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と**協議**できるものとする。なお、当該**協議**事項は、契約約款第9条の規定に基づき処理されるものとする。

## １－33 諸法令の遵守

１．受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

（１）会計法　(昭和22年法律第35号)

（２）建設業法　(昭和24年法律第100号)

（３）下請代金支払遅延等防止法　(昭和31年法律第120号)

（４）労働基準法　(昭和22年法律第49号)

（５）労働安全衛生法　(昭和47年法律第57号)

（６）作業環境測定法　(昭和50年法律第28号)

（７）じん肺法　(昭和35年法律第30号)

（８）雇用保険法　(昭和49年法律第116号)

（９）労働者災害補償保険法　(昭和22年法律第50号)

(10) 健康保険法　(昭和11年法律第70号)

(11) 中小企業退職金共済法　(昭和34年法律第160号)

(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律　(昭和51年法律第33号)

(13) 出入国管理及び難民認定法　(平成３年法律第94号)

(14) 道路法　(昭和27年法律第180号)

(15) 道路交通法　(昭和35年法律第105号)

(16) 道路運送法　(昭和26年法律第183号)

(17) 道路運送車両法　(昭和26年法律第185号)

(18) 砂防法　(明治30年法律第29号)

(19) 地すべり等防止法　(昭和33年法律第30号)

(20) 河川法　(昭和39年法律第167号)

(21) 海岸法　(昭和31年法律第101号)

(22) 港湾法　(昭和25年法律第218号)

(23) 港則法　(昭和23年法律第174号)

(24) 漁港法　(昭和25年法律第137号)

(25) 下水道法　(昭和33年法律第79号)

(26) 航空法　(昭和27年法律第231号)

(27) 公有水面埋立法　(大正10年法律第57号)

(28) 軌道法　(大正10年法律第76号)

(29) 森林法　(昭和26年法律第249号)

(30) 環境基本法　(平成５年法律第91号)

(31) 火薬類取締法　(昭和25年法律第149号)

(32) 大気汚染防止法　(昭和43年法律第97号)

(33) 騒音規制法　(昭和43年法律第98号)

(34) 水質汚濁防止法　(昭和45年法律第138号)

(35) 湖沼水質保全特別措置法　(昭和59年法律第61号)

(36) 振動規制法　(昭和51年法律第64号)

(37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律　(昭和45年法律第137号)

(38) 文化財保護法　(昭和25年法律第214号)

(39) 砂利採取法　(昭和43年法律第74号)

(40) 電気事業法　(昭和39年法律第170号)

(41) 消防法　(昭和23年法律第186号)

(42) 測量法　(昭和24年法律第188号)

(43) 建築基準法　(昭和25年法律第201号)

(44) 都市公園法　(昭和31年法律第79号)

(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律　(平成12年法律第104号)

(46) 土壌汚染対策法　(平成14年法律第53号)

(47) 駐車場法　(平成18年5月改正 法律第46号)

(48) 海上交通安全法　(昭和47年法律第115号)

(49) 海上衝突予防法　(昭和52年法律第62号)

(50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律　(昭和45年法律第136号)

(51) 船員法　(昭和22年法律第100号)

(52) 船舶職員法　(昭和26年法律第149号)

(53) 船舶安全法　(昭和8年法律第11号)

(54) 自然環境保全法　(昭和47年法律第85号)

(55) 自然公園法　(昭和32年法律第161号)

(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号)

(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号)

(58) 河川法施行法　(昭和39年法律第168号)

(59) 緊急失業対策法　(昭和24年法律第89号)

(60) 技術士法　(昭和58年法律第25号)

(61) 漁業法　(昭和24年法律第267号)

(62) 漁港漁場整備法　(平成19年5月改正 法律第61号)

(63) 空港法　(平成20年法律第75号)

(64) 計量法　(平成4年法律第51号)

(65) 厚生年金保険法　(昭和29年法律第115号)

(66) 航路標識法 (昭和24年法律第99号)

(67) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)

(68) 最低賃金法 (昭和34年法律第137号)

(69) 職業安定法 (昭和22年法律第141号)

(70) 所得税法 (昭和40年法律第33号)

(71) 水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)

(72) 船員保険法 (昭和14年法律第73号)

(73) 著作権法 (昭和45年法律第48号)

(74) 電波法 (昭和25年法律第131号)

(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律第131号)

(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号)

(77) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)

(78) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)

(79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成18年法律第62号)

(80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第18号)

(81) 警備業法 (昭和47年法律第117号)

(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号)

(83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成19年3月改正 法律第19号)

(84) 景観法 (平成16年法律第110号)

2．受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3．受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書および契約そのものが第１項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員に**報告**し、その**確認**を請求しなければならない。

**１－34 官公庁等への手続等**

1．受注者は、工事期間中、関係官公庁およびその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2．受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁およびその他の関係機関への届出等を、法令、条例または**設計図書**の定めにより実施しなければならない。

3．受注者は、諸手続きにおいて許可、**承諾**等を得たときは、その**書面**の写しを監督員に提示しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを**提出**しなければならない。

4．受注者は、手続きに許可**承諾**条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可**承諾**内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、監督員に**報告**し、その**指示**を受けなければな

らない。

5．受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6．受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

7．受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前**報告**の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

8．受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

**1－35 施工時期及び施工時間の変更**

1．受注者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と**協議**するものとする。

2．受注者は、**設計図書**に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、現道上の工事または監督員が把握していない作業を行うにあたっては、事前に理由を付した**書面**によって監督員に**提出**しなければならない。

**1－36 工事測量**

1．受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮ＢＭ）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。測量結果が**設計図書**に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の**指示**を受けなければならない。

なお、測量標（仮ＢＭ）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の**指示**を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に**提出**しなければならない。

2．受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めなければならない。

変動や損傷が生じた場合、監督員に**報告**し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3．受注者は、用地幅杭、測量標（仮ＢＭ）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の**承諾**を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員に**報告**し**指示**に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4．受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

5．水準測量及び水深測量は、**設計図書**に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

## １－37 不可抗力による損害

１．受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害**通知**書により監督員に**報告**するものとする。

２．契約約款第29条第１項に規定する「**設計図書**で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

（２）降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80㎜以上

② １時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20㎜以上

③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150㎜以上

④ その他**設計図書**で定めた基準

（３）強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

（４）河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

（５）地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

３．契約約款第29条第２項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、**設計図書**及び契約約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

## １－38 特許権等

１．受注者は、特許権等を使用する場合、**設計図書**に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約約款第８条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と**協議**しなければならない。

２．受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、**書面**により監督員に**報告**するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**するものとする。

３．発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第２条第１項第１号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

## １－39 保険の付保及び事故の補償

１．受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸

上建設機械等及びその作業員に**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

2．受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

3．受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

4．受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

5．受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則１ヵ月以内に、発注者に**提出**しなければならない。

**１－40 臨機の措置**

1．受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に**報告**しなければならない。

2．監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

**１－41 公共工事等における新技術活用の促進**

受注者は、新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）、宮崎県新技術活用促進システム等を活用することにより、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員に**報告**するものとする。

**１－42 材料承認願**

1．受注者は、監督員へ材料承認願を**提出**し、使用材料の承認を得なければならない。

2．受注者は、監督員から材料承認を得ないまま、現場に材料を搬入してはならない。

3．受注者は、契約変更により新たな材料が追加となった場合は、その都度追加となった材料の材料承認願を**提出**し、監督員の承認を得なければならない。

4．**提出**部数は２部とする。

**１－43 ２週間工程表**

1．受注者は毎週金曜日に、監督員へ所定の様式に基づき２週間工程表を**提出**しなければならない。

2．工期が短い（60 日に満たない工事）については、監督員の**承諾**を得て**提出**しないこととすることができる。

3．工程表には、**提出**日、布設延長／設計延長、出来高累計／予定出来高累計、先週の実績、**立会**項目を記載のうえ前週の金曜日までに**提出**するものとする。

**１－44 道路使用許可**

1．受注者は、所轄警察署長から道路交通法に基づく道路使用許可を受けなければならない。

2．受注者は、所轄警察署長から道路使用許可を受けた場合は、監督員へ許可書の写しを**提出**しなければならない。

3．受注者は、所轄警察署長からの道路使用許可にあたり、交通誘導員の配置について条件を付された場合は、その条件を監督員へ**書面**により**報告**しなければならない。

**1－45 地下埋設物調査**

1．受注者は、地下埋設物が予想される場合は埋設物管理者へ出向いて、埋設物台帳等により埋設位置を**確認**しなければならない。

2．受注者は、埋設物の埋設状況が明らかで埋設物管理者が試掘は不要と判断した場合を除き、埋設物管理者および監督員に**立会**を求め、試掘調査をおこなわなければならない。

3．受注者は、埋設物管理者および監督員と**協議**し、試掘調査箇所を決定しなければならない。

4．受注者は試掘調査に着手するまでに、試掘調査計画書を所定の様式に基づき作成し監督員へ**提出**しなければならない。

5．受注者は、試掘調査計画書を厳守し試掘調査をおこなわなければならない。

6．受注者は、試掘調査**報告**書を所定の様式に基づき作成し、監督員へ**提出**しなければならない。

**1－46 配水管台帳**

1．受注者は、配水管台帳を所定の様式を用いて作成し、工事目的物の引渡しまでに監督員へ**提出**しなければならない。

2．受注者は、監督員から配水管台帳の修正を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

**1－47 給水管台帳**

1．受注者は、給水管台帳を所定の様式を用いて作成し、工事目的物の引渡しまでに監督員へ**提出**しなければならない。

2．受注者は、監督員から**給水管**台帳の修正を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

**1－48 断水広報**

1．受注者は、断水を伴う工事を実施しようとする場合はビラを作成し、断水する範囲の住民にそのビラを配布して、断水の広報をしなければならい。また、断水する範囲を監督員に**確認**しなければならない。

2．受注者は、住民に配布する前に、監督員へ断水ビラを**提出**し**承諾**を得なければならない。

3．受注者は、断水を予定する一週間前までに断水ビラを配布しなければならない。ただし、緊急の断水の場合はこの限りではない。

**1－49 段階確認**

受注者は、次の施工段階において、監督員の段階**確認**を受けなければならない。この際、受注者は種別、細別、**確認**の予定時期を監督員に**書面**により**報告**しなければならない。

なお、**確認**予定日は監督員が定めるものとする。

①法線**確認**

②材料**確認**

③管路の切り替え

④水圧試験

⑤舗装本復旧の施工範囲の**確認**

⑥その他監督員が**指示**するもの

## 第２節 管布設工（開削工法）

### ２－１ 開削土工

１．受注者は、埋設物を発見した場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

２．受注者は、床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況および現地の状況を考慮して**設計図書**に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。

３．受注者は、床掘りにより掘削断面の崩壊、破損のおそれのある構造物を発見した場合は、応急措置を講ずるとともに直ちに**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

４．受注者は、床掘りの仕上がり面においては、基面を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。

５．受注者は、床掘り箇所の湧水および滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。

６．受注者は、埋戻しについては**設計図書**に明記した材料を用いて埋め戻さなければならない。

７．受注者は、埋戻しにあたり、埋め戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚 15cm～20 ㎝以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。

８．受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。

### ２－２ 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管布設工（ＲＲ継手）

１．使用材料

使用材料は、日本水道協会規格（JWWA K129）の規格品を使用するものとする。日本水道協会の規格にない材料については、日本工業規格（JIS）によるものとする。

２．保管

使用材料は、原則として屋内に保管しなければならない。やむを得ず屋外に保管する場合には、通気性の良いシートを掛け、直射日光をさけるとともに、風通しを良くして湿気がこもらないようにしなければならない。

３．管の切断

管の切断は、幅の広いテープや厚紙等を用いて管全周に切断線を記入し、その切断線にそって切断する。切断は、管軸に対し直角でなければならない。

４．面取り

切断口は、バリやかえりのないようヤスリ等を用いて、全周を面取りしなければならない。なお、面取り幅は下記の幅とする。

ＲＲ接合の場合(単位：㎜)

| 呼び径 | t | X(標準) | 呼び径 | t | X(標準) |
|---|---|---|---|---|---|
| 50 | 45 | 8 | 150 | 96 | 18 |
| 75 | 59 | 11 | 200 | 115 | 21 |
| 100 | 71 | 13 | 250 | 142 | 25 |
| 125 | 75 | 14 | 300 | 170 | 30 |

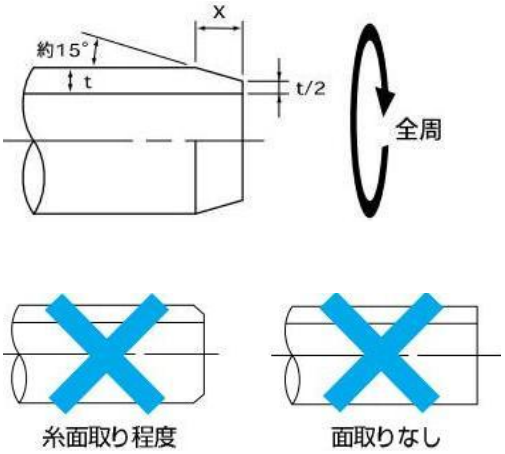


ＴＳ接合の場合(単位：㎜)

| 呼び径 | 糸面取り幅 |
|---|---|
| 13 | 1 |
| 16 | |
| 20 | |
| 25 | |
| 30 | |
| 40 | 2 |
| 50 | |

５．標線の記入

面取りが完了したら、管挿し口に挿入長さを表す標線を油性マーカーなどで全周にわたり記入する。なお、挿し込み標線長さは、下記の標の長さとする。

差し込み標線長さ(単位：㎜)

| 呼び径 | $\ell_1$ | 呼び径 | $\ell_1$ |
|---|---|---|---|
| 50 | 107 | 150 | 152 |
| 75 | 120 | 200 | 175 |
| 100 | 132 | 250 | 194 |
| 125 | 138 | 300 | 214 |

標線の入れ方

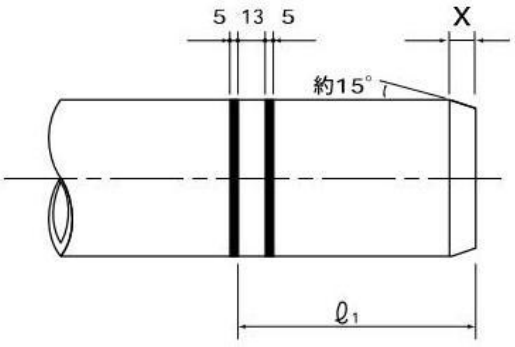


６．ゴム輪への滑材塗布

受口のゴム輪および挿し口に、滑材を塗布する。なお、油やグリス類は、ゴム輪をいためるため絶対に使用してはならない。

７．管の挿入

管挿入は挿入機を使用し、必ず管挿入位置を示す標線間で止めなければならない。

管挿入後は、全円周にわたりゴム輪が正常な状態かチェックゲージで確認し、異常がある場合は

直ちに管を抜き取り、ゴム輪の傷の有無を確認した後、作業をやり直さなければならない。

８．離脱防止金具

ＲＲ継手の位置が、設計図書に明記された一体化長さ内となる場合は離脱防止金具を取り付けなければならない。

## ２－３ 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管布設工（ＴＳ継手）

１．使用材料

仕様材料は、２－２．水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＲＲ継手）１．使用材料の規定による。

２．保管

保管は、２－２．水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＲＲ継手）２．保管の規定による。

３．管切断

管の切断は、２－２．水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＲＲ継手）３．管の切断の規定による。

４．面取り

面取りは、２－２．水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＲＲ継手）４．面取りの規定による。

５．接着（ＴＳ接合）

（１）呼び径 13～40 の場合

①標線の記入

管挿し込み標線は、管端より継手の受口長さℓを測り、管体に油性ペンなどで記入する。

TS 継手の受口標準長さ（標線位置）（単位：㎜）

| 呼び径 | 継手受口長さ |
|---|---|
| 13 | 26 |
| 16 | 30 |
| 20 | 35 |
| 25 | 40 |
| 30 | 44 |
| 40 | 55 |

②清掃

継手内面および管挿し口外面を乾いたウエスなどで清掃する。

③接着剤の塗布

継手内面、管挿し口の順に、薄く塗りムラや塗り洩らしのないよう、円周方向に均一に塗布する。

④挿入

接着材を塗り終えたら、直ちに管と継手にひねらず標線まで一気に挿入し、そのまま保持（押さえておく）する。なお、保持する時間は 30 秒以上とする。

## ２－４ 水道配水用ポリエチレン管（材料規定）

１．使用材料

施工に使用する材料は日本水道協会規格及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格とする。

２．配水管技能者（資格要件）

配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン管施工講習会（旧水道用ポリエチレンパイプシステム研究会及び配水用ポリエチレン管協会主催の講習会を含む）を修了したものが配管施工すること。

３．施工（配水用ポリエチレンパイプシステム協会・施工マニュアルに準ずる）

（１）一般事項

①ポリエチレン管は、埋設管路に適用するものとし、露出配管等紫外線の影響を受けるような場所には適用しない。

②ポリエチレン管は、静水圧で 0.75MPa 以下の環境で使用する。

③ポリエチレン管の取扱においては、特に傷がつかないように注意し、また紫外線、火気からの保護対策を講じること。又、内外面に損傷・劣化が見られる場合は、その部分を切り落として使用すること。

④水場あるいは雨天時に EF 接合する必要がある場合は水替、雨よけ等の必要な措置を講じ、接合部の水付着を防止すること。

⑤コントローラは共用コントローラとする。また使用する発電機は、交流 100V で必要な電源容量（概ね 2KVA）が確保されたものをコントローラ専用として使用すること。

⑥ポリエチレン管は柔軟であるため曲げ配管が可能であるが、無理な生曲げは厳に慎むこと。

曲げ配管の最小半径

| 呼び径 | 50 | 75 | 100 | 150 | 200 |
|---|---|---|---|---|---|
| 最小半径（m） | 5.0 | 7.0 | 9.5 | 13.5 | 19.0 |

（２）ポリエチレン管の接合

①EF 接合（一般配管）

ｱ.管の切断

管の切断は所定のパイプカッターを用い、管軸に対して管端が直角になるように切断すること。また、高速砥石タイプの切断工具は熱で管切断面が変形する恐れがあるため、使用してはならない。

ｲ.管の清掃

管に傷がないか点検のうえ、管に付着している土や汚れをペーパータオルまたは清潔なウエスで清掃する。清掃は管端から 200 ㎜以上の範囲を管全周に渡って行うこと。

ｳ.融着面の切削

管端から測って規定の差込長さの位置に標線を記入する。次に削り残しや切削むらの確

認を容易にするため、切削面をマーキングし、スクレーパを用いて管端から標線まで管表面を切削（スクレープ）する。切削は不十分な場合は融着不良となる場合があるため完全に切削すること。

ｴ.融着面の清掃

管の切削面とEFソケット（または接合する継手の受口）の内面全体をエタノールまたはアセトンをしみ込ませたペーパータオルで清掃する。

ｵ.マーキング

切削・清掃済みの管にソケットを挿入し、端面に沿って円周方向にマーキングする。

ｶ.管と継手の挿入・固定

EFソケットに双方の管を標線まで挿入し､クランプを用いて管とEFソケットを固定する。

ｷ.融着準備

継手とコントローラの適合を確認のうえ（共用コントローラを指定)、コントローラの電源を入れる。コントローラは通電中に電圧降下が大きくなった場合は作動しなくなるため、電源は専用のものを使用すること。また、発電機使用による冬季施工では、必ず暖気運転を行い使用すること。

継手の端子に出力ケーブルを接続し、コントローラ付属のバーコードリーダで継手のバーコードを読み込み、融着データを入力する。

ｸ.融着

コントローラのスタートボタンを押して通電を開始する。ケーブルの脱落や電圧降下により通電中にエラーが発生した場合は､新しいEFソケットを用いて最初から作業をやり直すこと。

ｹ.確認

EFソケットのインジケーターが左右とも隆起していることを確認する。インジケーターの隆起が確認できない場合、あるいはコントローラが正常終了していない場合は融着不良であり、この場合は接合部分を切除のうえ作業をやり直すこと。

ｺ.冷却

コントローラの通電が終了しても、規定の冷却時間をとること。また、通電終了時刻に所要冷却時間を加えた冷却完了時刻を継手に記入し、その時刻になるまで、クランプで固定したままにし、外力を加えてはならない。

口径別冷却時間

| 呼び径 | 50 | 75 | 100 | 150 | 200 |
|---|---|---|---|---|---|
| 所要冷却時間（分） | 5 | 10 | | | 15 |

②EF接合（突き合わせ配管で水が完全に切れる場合）

ｱ.管端切削～マーキング

EF 接合（一般配管）の場合と同様に、切削・清掃を行い、継手のストッパーに当たるまで管を挿入し、継手端部位置をマーキングする。

ｲ.清掃

継手のストッパーを短管等で丁寧に打ち抜くように除去し、内面全体をエタノールまたはアセトンをしみ込ませたペーパータオルで清掃する。

ｳ.位置合わせ

継手を一方の管に継手の全長分まで送り込み、管を突合せ、標線位置まで継手を移動させ、クランプで固定する。

ｴ.融着

EF 接合（一般配管）の場合と同様の手順で融着接合する。

③メカニカル接合（水が完全に切れない、地下水位が高い場合）

ｱ.管端の処理及び清掃

管端が直角になるように切断し、管端面のバリを取り除いたうえで管端から 200 ㎜程度の内外面を清浄なウエス等で油・砂等の異物、汚れを除去する。また、管端の外周部の面取りを行うことで挿入が容易になるので適宜実施すること。

ｲ.インナーコアの挿入

インナーコアについても同様に付着した汚れをウエス等で清掃し、管に挿入する。(挿入量は下表による。)インナーコアが入りにくい場合は角材等を当ててプラスチックハンマーまたは木槌等で軽くたたいて挿入する。

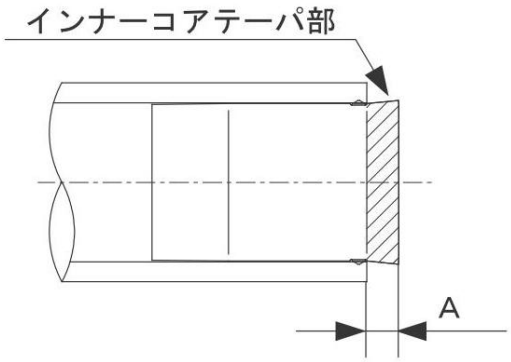


| A 寸法（参考）　単位 ㎜ | | |
|---|---|---|
| 呼び径 | C型 | T型 |
| 50 | 10 | 5 |
| 75 | 16.5 | 7 |
| 100 | 20 | 8 |
| 150 | 25 | 11 |
| 200 | 25 | 12 |

ｳ. 標線を記入

図のように標線を記入し接合作業を行うこと。なお、挿し口の標準挿入量(L1)及び最小挿入量(L2)は下表による。(C 型、T 型で寸法が異なるため取扱説明書を確認すること)

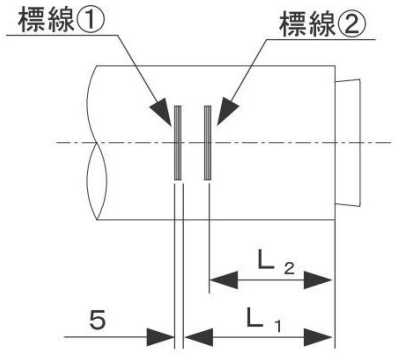


| 挿入量（参考）　単位 mm | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 呼び径 | C型 | | T型 | |
| | L 1 | L 2 | L 1 | L 2 |
| 50 | 115 | 90 | 90 | 50 |
| 75 | 120 | 90 | 100 | 60 |
| 100 | 125 | 100 | 120 | 70 |
| 150 | 130 | 110 | 143 | 80 |
| 200 | 140 | 125 | 181 | 95 |

ｴ. 滑剤の塗布及び挿入

(C 型の場合)

継手本体と押輪を分解せずに、受口内のゴム輪内面に水道用滑剤を塗布し、標準挿入量の標線に押輪の端面がくるように挿入する。(当該材料はゴム輪、押輪の芯を合わせた状態で出荷されているので原則、この作業の段階では分解しないが、追込み配管時には押輪を外す必要がある。)

(T 型の場合)

押輪を管にくぐらせた後、管端に水道用滑剤を塗布し、最小挿入量の標線にゴム輪の端部（ヒレ先端）がくるように取付け、継手本体及びゴム輪の滑剤を塗布して本体を挿入する。

ｵ. 締め付け

(C 型の場合)

ナットを少し緩めて、スペーサを取り外した後、押輪と継手本体がメタルタッチするまでボルト・ナットを均等に締め付ける。

(T 型の場合)

押輪と継手本体がメタルタッチするまでボルト・ナットを均等に締め付ける。図のように標線を記入し接合作業を行うこと。なお、挿し口の標準挿入量(L1)及び最小挿入量(L2)は下表による。(C 型、T 型で寸法が異なるため取扱説明書を**確認**すること)

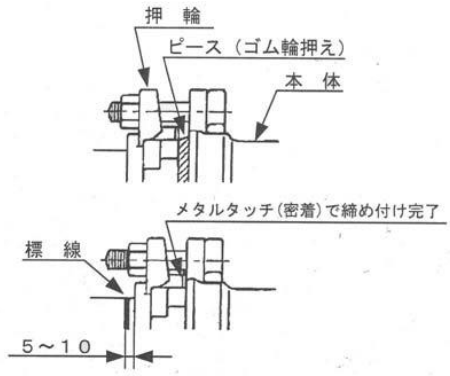


T型

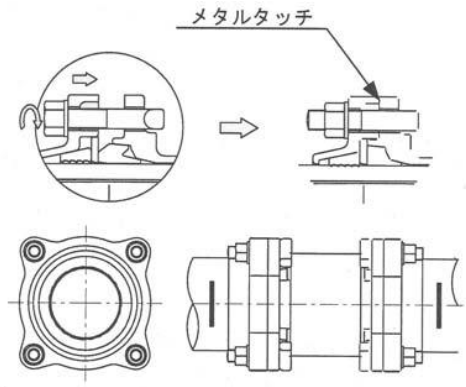


C型

## 4．施工管理

（1）接合管理

①EF 接合

EF 接合では、接合作業がコントローラにより自動化されているため、管理表としてコントローラ内に蓄積される融着履歴データの出力帳票に、以下の内容を加え、提出するものとする。また、しゅん工図には接合口番号を記入し、融着履歴データの累積融着番号と対応できるように整理すること。(別添「EF 接合管理表」を参考に整理する)

| |
|---|
| 1．工事名 |
| 2．請負業者名 |
| 3．配水管工登録番号 |
| 4．ポリエチレン管施工講習会受講番号 |
| 5．配水管工氏名 |
| 接合口番号－累積融着番号 対応表 |

共用コントローラの場合、メモリ内に融着履歴データを1000件記憶することができ、1000件を超えた場合、最も古いデータから置換わるため、レンタル等で現場に持ち込む場合には、あらかじめ、履歴データをリセットすることで、累積融着番号を1から開始することができる。

レンタルでコントローラを用意する場合は、融着履歴データの出力はレンタル会社返納時に提供を受けることになるが、コントローラの標示窓に融着履歴を標示することができるので、しゅん工図に記載する接合口番号の整理等、日々の進捗管理に利用が可能である。（詳細は取扱説明書あるいはレンタル会社に確認すること。）

②メカニカル接合（PEP メカニカルソケット）

押輪と継手本体がメタルタッチしている状態で、標準挿入量の標線まで押輪端面が挿入されていることを確認する。

③その他既設管路の接合

既設連絡等で､他管種管路との接合がある場合は､従来どおりの接合管理を行うものとする。

（２）　通水試験

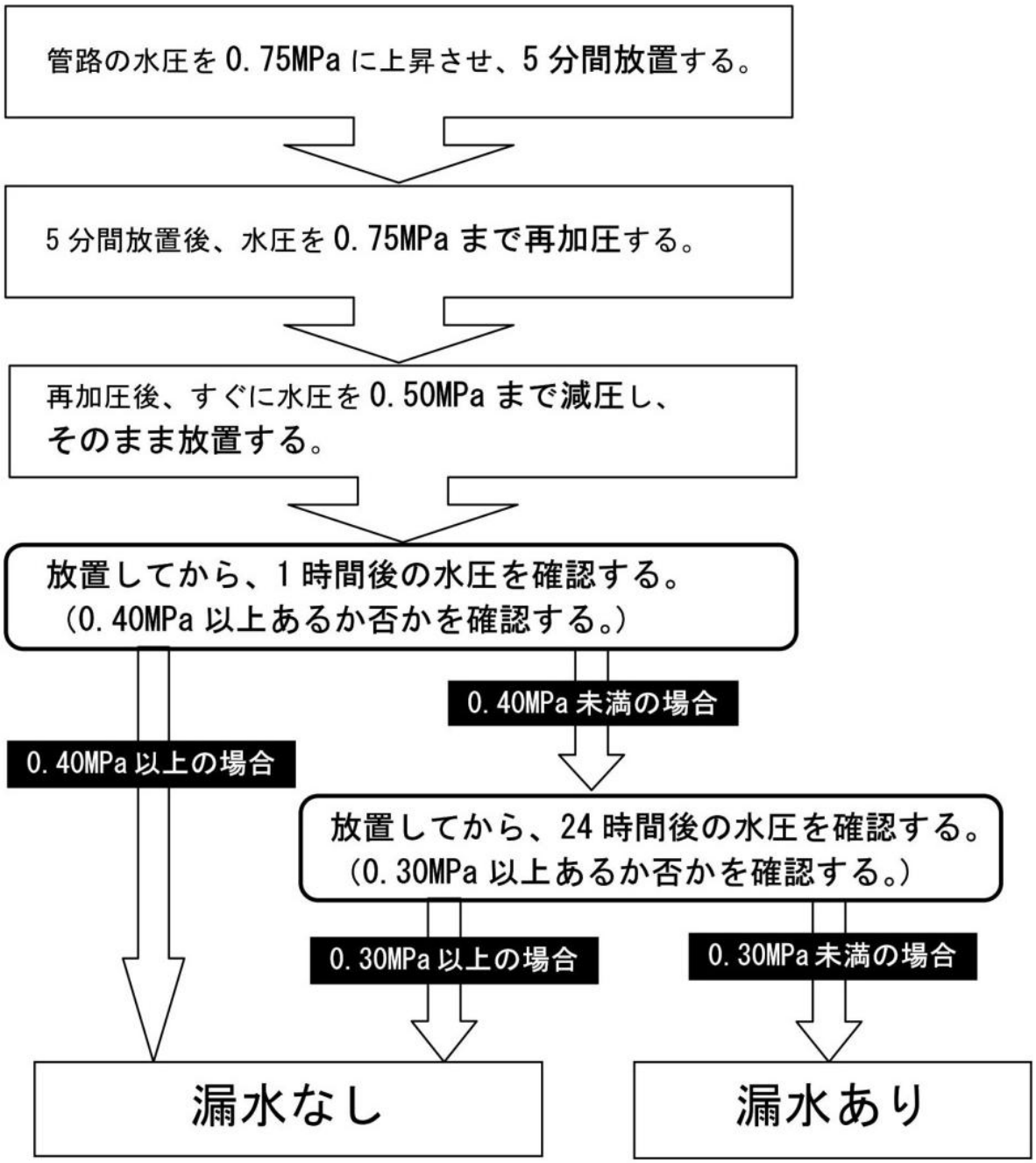
管路の水圧を 0.75MPa に上昇させ、5 分間放置する。
5 分間放置後、水圧を 0.75MPa まで再加圧する。
再加圧後、すぐに水圧を 0.50MPa まで減圧し、
そのまま放置する。
放置してから、1 時間後の水圧を確認する。
（0.40MPa 以上あるか否かを確認する。）
0.40MPa 未満の場合
0.40MPa 以上の場合
放置してから、24 時間後の水圧を確認する。
（0.30MPa 以上あるか否かを確認する。）
0.30MPa 以上の場合
0.30MPa 未満の場合
漏水なし
漏水あり

（3）工事写真管理

「第４節 施工管理基準」を基本とするが、ポリエチレン管施工の「管布設工事」に関しては下表による。

| 項目 | 撮影頻度 | 撮影方法等 |
|---|---|---|
| 管布設工事 | | |
| １．EF 接合方法 | １測点あたり 10 枚１組<br>①切削長さのマーキング状況<br>②スクレープ状況<br>③スクレープ完了<br>④融着面清掃状況（挿口/受口）<br>⑤ソケット端面円周マーキング状況<br>⑥クランプ固定完了<br>⑦バーコードデータ読み込み状況<br>⑧融着状況<br>⑨検査（インジゲーター隆起確認）<br>⑩冷却完了<br><br>40m(ポイント)毎に１箇所２枚<br>①挿しロマーキング<br>②クランプ固定とインジケーター確認 | EF 接合の標準として 1 測点あたり 1 組（10 枚）撮影すること。<br>(⑨はクランプ解除時刻の記載が確認できるよう撮影する。) |
| 接合管理 | | |
| １．EF 接合 | 全口２枚<br>①インコア挿入<br>②挿入標線とメタルタッチ | 黒板にポイント番号、接合口番号及び配管技能者 No.・氏名を記入し、配管技能者の顔が確認できるように撮影する。(②はクランプ解除時刻の記載が確認できるように撮影) |
| ２．メカニカル接合 | | 黒板にポイント番号、接合口番号及び配管技能者 No.・氏名を記入し、配管技能者の顔が確認できるように撮影する。 |

ＥＦソケット 接合チェックシート

# ＥＦ接合チェックシート

| | |
|---|---|
| 工事名：(例) ○○○○線　配水管布設替工事 | |
| 呼び径：　(例) 75mm | 施工箇所： |
| 発電機の仕様：(例) Denyo　GAW-150ES | ｺﾝﾄﾛｰﾗの仕様：(例) 西尾レントオール　V412 |
| 正常作動確認：(例) 正常 | 正常作動確認：(例) 正常 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 管・継手番号 | ～ | ～ | ～ | ～ |
| 融着番号 | No. | No. | No. | No. |
| 天候 | 晴・曇・雨 | 晴・曇・雨 | 晴・曇・雨 | 晴・曇・雨 |
| 陸継ぎの有無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 曲げ施工の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 湧水の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 管の点検・清掃 | | | | |
| スクレープ | | | | |
| アセトン清掃 | | | | |
| 標線の確認 | | | | |
| 通電終了時刻 | : | : | : | : |
| 冷却時間 | 分 | 分 | 分 | 分 |
| インジケータの確認 | | | | |
| クランプ取り外し時刻 | : | : | : | : |
| 埋戻し開始時刻 | : | : | : | : |
| 接合総合判定 | 合　・　否 | 合　・　否 | 合　・　否 | 合　・　否 |

備考：

| 施工年月日 | 施工会社名 | 配管工氏名 | 責任者氏名 |
|---|---|---|---|
| 平成　　年　　月　　日 | | | |

## 第３節 統一事項

### ３－１ 提出書類

１．施工計画書

対　　象：請負額 130 万円を超える工事とし、130 万円未満の工事にあっては監督員の**指示**によるものとする。

提 出 期 限：契約後２週間以内

添 付 書 類：工事打合簿

提 出 部 数：２部（決裁後１部返却）

２．変更施工計画書

対　　象：監督員の**指示**によるものとし、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は不要とする。

提 出 期 限：変更契約から１週間以内

添 付 書 類：工事打合簿

提 出 部 数：２部（決裁後１部返却）

３．材料承認願

対　　象：全ての工事

提 出 期 限：契約後２週間以内

提 出 部 数：２部（決裁後１部返却）

４．工事履行報告書

対　　象：工期が 55 日以上の工事

提 出 期 限：毎月 25 日

添 付 書 類：着手前写真と同一構図の写真（施工状況の着工前完成写真に合わせること）
※簡素化により実施工程表等の参考資料は不要。

提 出 部 数：１部

５．２週間工程表

対　　象：工期が 55 日以上の工事とし、55 日未満の工事にあっては監督員の**指示**によるものとする。

提 出 期 限：前週の金曜日

記載必須項目：提出日、布設延長／設計延長、出来高累計／予定出来高累計、先週の実績表示、立会項目

提 出 部 数：１部

６．休日・夜間作業届

対　　象：工期が 55 日以上の工事とし、55 日未満の工事にあっては監督員の**指示**によるものとする。

提 出 期 限：事前に

※簡素化により、①１ヶ月程度まとめて提出可。

提 出 部 数 ：１部

７．協議・打合

対　　象:延長や資材等の設計変更が伴うもの　ただし､監督員が認める場合は省略できる。

**協議**・打合せ等が必要な時に、その都度、所定の様式にて**提出**する。

提 出 期 限：**協議**・打合せ等が必要な時、事前に**提出**

添 付 書 類：工事打合簿、内容がわかる図面等、**立会**写真

提 出 部 数 ：２部（決裁後１部返却）

８．安全訓練実施報告書

対　　象：工期が 55 日以上の工事

提 出 期 限：毎月 25 日

添 付 書 類：工事打合簿、実施報告書、安全教育実施状況写真

※簡素化により安全訓練等で使用した研修資料は提示でよい。

提 出 部 数 ：１部

９．道路使用許可証の写し

対　　象：道路使用許可が必要な工事（事前に NTT 等の調査を行う）

提 出 期 限：許可後すみやかに

添 付 書 類：工事打合簿、道路使用許可証の写し

提 出 部 数 ：１部

10．試掘調査報告書

対　　象：既設管接続を行う工事並びに既設埋設物が存在する路線は、監督員と**協議**の上、必要に応じて、着工前に試掘調査を行う。

提 出 期 限：試掘調査後すみやかに

添 付 書 類：工事打合簿、平面図、既設管位置測定写真、その他必要なもの

提 出 部 数 ：１部

11．法線確認（段階確認）

対　　象：管路工事

提 出 期 限：段階確認書は事前に**提出**し、立会写真は確認後すみやかに

添 付 書 類：段階確認書、立会写真

提 出 部 数 ：１部

12. 材料確認（段階確認）

対　　象：全ての工事

提 出 期 限：段階確認書は事前に**提出**し、立会写真は確認後すみやかに

添 付 書 類：段階確認書、材料確認願、立会写真

提 出 部 数：１部

13. 水圧試験（段階確認）

対　　象：全ての工事　ただし、監督員が認める場合は省略できる。

提 出 期 限：段階確認書は事前に**提出**し、立会写真は確認後すみやかに

添 付 書 類：段階確認書、水圧試験立会証明書、水圧試験立会写真

提 出 部 数：１部

14. 本管切替（段階確認）

対　　象：既設管接続がある工事　ただし、監督員が認める場合は省略できる。

提 出 期 限：切替希望日の一週間前に**提出**し監督員の**指示**を仰ぐ

段階確認後は、段階確認書に立会写真を添付して**提出**

添 付 書 類：段階確認書、平面図、施工図、立会写真

提 出 部 数：１部

15. 断水周知配布ビラ

対　　象：断水が伴う切替工事　ただし、監督員が認める場合は省略できる。

提 出 期 限：本管切替一週間前

添 付 書 類：工事打合簿、配布位置図、ビラ

提 出 部 数：１部

16. 本舗装復旧範囲（段階確認）

対　　象：本舗装を行う工事　ただし、監督員が認める場合は省略できる。

提 出 期 限：段階確認書は事前に**提出**し、立会写真は確認後すみやかに

添 付 書 類：段階確認書、立会写真

提 出 部 数：１部

17. 施工体制台帳・施工体系図

対　　象：工事の一部を第三者に請け負わせる工事

提 出 期 限：下請契約後すみやかに

添 付 書 類：工事打合簿

提 出 部 数：１部

18. 長期休暇に伴う安全パトロール計画・報告書

対　　象：盆休み、正月休み等長期休暇をとる工事

提 出 期 限：休暇一週間前、休暇明け速やかに**提出**

添 付 書 類：工事打合簿、パトロール計画書、パトロール報告書

提 出 部 数 ： 1 部

19. 最終出来形数量報告書

提出の有無：変更契約対象工事　ただし、監督員が認める場合は省略できる。

提 出 期 限 ：工期終期日の 20 日前

添 付 書 類 ：出来形図、出来形数量計算書

提 出 部 数 ： 1 部

20. 社内検査報告書

提出の有無：全ての工事　ただし、監督員が認める場合は省略できる。

提 出 期 限 ：完成検査前

添 付 書 類 ：社内検査報告書、書類検査写真、現場検査写真

提 出 部 数 ： 1 部

## ３－２ 施工管理

１．施工状況写真

２．出来形管理

３．品質管理

４．建設副産物管理

５．工事打合せ及び協議簿…必要に応じて

６．配水管台帳（厚紙台帳：１部、記録媒体(CD 等)ﾌｧｲﾙ形式：PDF 一式を**提出**）

（１）作成要領（別途様式参照）

①作成単位

ｱ.請負工事単位に作成する。別途対応が必要な場合は監督員の**指示**に従う。

②着色

ｱ.赤　書：新設配管

ｲ.黒　書：既設配管、文字、旗揚げ

ｳ.平面図：河川水路等(水色)、道路(薄茶)

③線種

ｱ.実　線：新設管(太)、旗揚げ(細)

ｲ.点　線：既設管(細)、本管台帳上の新設給水管(細)

④記載内容

ｱ.表紙

a.工事概要

工事名、工事場所、路線名、工期、施工業者名、現場代理人氏名(押印)、記載者氏名(押印)を記載

b.位置図

位置図は、目標物を標示した場所の特定が容易な地図を記載

新設管を標示し、管路の水平延長(当面、平面延長「以下、同」)と実布設延長を旗揚げする。

ｲ.第二面

a.使用材料明細書

使用材料の名称、形状寸法、単位、数量、備考(その他必要事項)を記載

ｳ.第三面

a.平面図

新設管 の管路延長及び水平延長を旗揚げ、役物、測点、既設管を記載

b.配管詳細図（新設管）

配管延長、水平延長、使用材料を旗揚げ、間隔は変化点毎

変化点毎に測点を旗揚げ

別途対応が必要な場合は監督員と**協議**する。

c. 給水管の表記

平面図、配管詳細図ともに給水管の位置を表示する。

表示：点線(細)

ｴ. 第四面

a. 断面図

基終点、各管理測点、変化点の断面図（新設管、廃止管、近接埋設物等）を記載

各埋設物等の離隔及び埋設深の寸法を記載

b. 側面図

伏せ越し管路の側面図を記載

埋設管路及び伏せ越し構造物の横断、埋設深、離隔の寸法を記載

ｵ. 第五面

a. オフセット管理図

役物、各変化点(起点から最初の伏越変化点)等のオフセット管理図を記載

オフセットの控構造物は永久構造物を原則とするが、別途対応が必要な場合は監督員の**指示**による。

ｶ. 添架管路

a. 平面図

新設管 の管路延長及び水平延長を旗揚げ、役物、測点、既設管を記載

前後埋設管との一体施工の場合は、同一平面図で整理可

b. 配管詳細図（側面図）

配管延長、水平延長、使用材料を旗揚げ、間隔は変化点毎

変化点毎に測点を旗揚げ

空気弁等の役物及び使用材料を表示

継手箇所及び構造を表示

支持金具を表示し、構造並びに設置間隔を記載

別途対応が必要な場合は監督員と**協議**する。

c. 横断図

管路を起点から見た構造図に埋設管並びに橋梁躯体との位置関係を表示

測定(記載)箇所は、起終点部を含む 40m間隔(最低 1 箇所)を基本とし、変化点毎に作成する。

ｷ. 様式

a. 別添様式(A4)による。

ｸ. その他

a. 上記以外の管路及び構造物については、その都度支持する。

（２）完成写真

①全測点の完成写真

ｱ. 各測点、変化点にポールを設置し、次のポールが見えるように追い撮影

ｲ. 起終点及び支管接続箇所は、施工区間外から工事区間内に向かって撮影

※詳細は、監督員と**協議**

７．給水管台帳

（１）給水装置改良工事一覧表…別添様式

（２）施工位置図（ゼンリン等）

（３）給水装置設置竣工届

（４）旧台帳写し（各竣工届の後ろへ添付）

※旧台帳が「無い」「不明」等の場合は、給水装置改良工事一覧表の備考欄にその旨を記載

（５）様式…別添様式

８．道路占用完成届用写真（２部**提出**　カラーコピー可）

全測点着工前完成及び１測点の状況写真、出来形管理、占用許可標の現場掲示写真

９．その他監督員の**指示**するもの

## ３－３ 測点の設定

１．最低 40m毎に設置し、変化点等にも測点を設置する。

測点は、法線確認以降移動してはならない。

やむなく起点施工外に配管等を延長する場合は、マイナス測点を設置する。

２．測点は、水平延長を原則とする。

オフセット等を用いて、配管完了後の配管延長と水平延長(測点)に相違が発生しないよう管理する。

## ３－４ 配水管管理

１．状況写真

原則として、起終点を含む 80m毎とし、80m未満の工事は、最低１箇所とする。

口径、管種が複数ある場合は、監督員の**指示**により管理測点を設置する。

２．出来形管理(写真管理を含む)

起終点を含む 40m毎とし、80m未満の工事については、２箇所とする。

口径、管種が複数ある場合は、監督員の**指示**により管理測点を設置する。

３．布設管路出来形延長管理

新設管布設毎に全ての延長を管理（布設管路の実測測定）

４．共通事項

130 万円未満の小規模工事については、状況写真を最低１箇所、出来形管理(写真含む)を最低１箇所とし、施工規模が極小（切替のみの工事等）の場合は、状況写真を省略することができる。

配管管理は、全ての管の受、挿口に管№をマーカーで付して管理する。

### ３－５　給水管管理

１．状況写真

管種、口径を問わず全体箇所数の１割以上とし、最低１箇所とする。

２．出来形管理(写真管理を含む)

管種、口径を問わず全体箇所数の１割以上とし、最低１箇所とする。ただし、管布設出来形延長（写真含む）は、全箇所管理する。

３．その他

１ヶ所の給水管布設延長が長大(40m 以上)となる箇所は、配水管管理を基本に管理する。

その他、監督員の**指示**する側点の管理を行う。

### ３－６　別途様式

別途様式集参照

### ３－７　工事写真

１．写真の種類

フィルムからプリントした写真とする。電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読が出来る機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効が素数 80 万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで５年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

２．写真の大きさ

フィルムからプリントした写真はＬサイズ（フチなし)、電子媒体による写真はサービスサイズ程度とする。

## 第４節 施工管理基準

### ４－１ 施工状況写真

| 番号 | 工種 | 細目・細別 | 留意事項 |
|---|---|---|---|
| 1 | 着工前<br>完成 | 着工前<br>完成 | ・起、終点を含む全景（追い写真可）<br>・支管接続部を区域外から内に向けて撮影<br>・着手前、完了は同一撮影位置<br>・測点の明確化（ﾎﾟｰﾙ、No.札等の設置） |
| 2 | 取壊工 | 舗装版切断状況<br>舗装版掘削積込状況<br>処分状況写真<br>積込<br>運搬<br>処分場搬入<br><br>荷卸 | ・全体的な状況<br>・一連の車輌ナンバーが確認できる<br>（使用車輌１台につき１回）<br>・積込現場が確認できる<br>・運搬経路が確認できる<br>・処分場搬入（※AS・CO 殻、舗装版切断汚水）<br>・処分場が確認できる<br>・荷卸状況がわかる |
| 3 | 土工 | 床堀積込状況<br>基面整正状況<br>床堀完了<br>残土運搬、<br>「仮置きがある場合：<br>着手前、完成、荷降、養生、<br>積込、運搬、完成」<br>残土最終処分場：<br>着手前、完成、荷降、残土<br>敷均 | ・全体的な状況<br><br><br><br>・処理現場の状態がわかる |
| 4 | 砂基礎工 | 砂投入状況<br>砂敷均状況<br>砂転圧状況<br>砂基礎完了 | ・全体的な状況<br>・充分な転圧 |
| 5 | 配管工 | 荷下・据付状況<br>滑材塗布状況<br>挿入状況<br>布設完了 | ・布設管のNo.明記<br>・継ぎ手部の締め付け<br>・切管部の入り代ﾏｰｷﾝｸﾞ<br>・切管部の保護材塗布 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6 | 主要施設設置工 | 仕切弁・消火栓設置状況<br>仕切弁・消火栓設置完了 | ・設置箇所のNo.明記 |
| 7 | 保護砂工 | 砂投入状況<br>砂敷均状況<br>砂転圧状況<br>保護砂完了<br>埋設表示シート完了 | ・全体的な状況<br><br>・充分な転圧　20 cm以下巻出し（下がり管理可）<br>・巻出し厚は基礎砂面を基準とする |
| 8 | 埋戻工 | ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ投入状況<br>ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ敷均状況<br>ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ転圧状況<br>埋戻完了 | ・全体的な状況<br><br>・充分な転圧　20 cm以下巻出し（下がり管理可） |
| 9 | 路盤工 | 下層路盤投入状況<br>下層路盤敷均状況<br>下層路盤転圧状況<br>下層路盤完了<br>上層路盤投入状況<br>上層路盤敷均状況<br>上層路盤転圧状況<br>上層路盤完了 | ・全体的な状況<br><br>・充分な転圧　20 cm以下巻出し（下がり管理可）<br><br>・全体的な状況<br><br>・充分な転圧　15 cm以下巻出し（下がり管理可） |
| １０ | 舗装工<br>（仮復旧） | 乳剤散布状況<br>乳剤散布完了<br>砂散布状況<br>砂掃き出し状況<br>仮舗装敷均状況<br>仮舗装転圧状況<br>仮舗装完了 | ・乳剤散布の均一性<br><br>・全体的な状況<br><br>・全体的な状況<br>・充分な転圧 |
| １１ | 取壊工 | | ２と同様 |
| １２ | 路盤工 | 不陸整正状況<br>不陸整正転圧状況<br>不陸整正完了 | ・全体的な状況<br>・補足材投入状況<br>・充分な転圧 |
| １３ | 舗装工<br>（本復旧） | 乳剤散布状況<br>乳剤散布完了<br>砂散布状況 | ・乳剤散布の均一性<br><br>・全体的な状況 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 砂掃き出し状況<br>舗装敷均状況<br>舗装転圧状況<br>舗装完了<br>プライマー塗布状況<br>区画線設置状況<br>区画線設置完了 | <br>・全体的な状況<br>・充分な転圧<br><br>・全体的な状況 |
| １４ | 給水管 | 番号１～１３ | |
| １５ | その他 | 施工状況<br>完了 | ・その他の施工（試掘等）毎の一連 |
| １６ | 使用機械 | 使用機械の種類<br>規格<br>機能 | ・使用機械の全体<br>・局部<br>（排ガス対策型・低騒音型） |
| １７ | 安全管理 | 標識類<br>保安施設<br>交通誘導状況<br>夜間保安施設設置状況 | ・全体的な状況<br>・各種類毎 |
| １８ | 現場事務所等 | 設置完了 | ・全体的な状況 |

１．管理頻度は、起終点を含め80m毎とし、80m未満の工事については、最低１箇所とする。

２．撮影方向は、原則として統一方向とする。ただし、撮影不可能な場合を除く。

３．撮影方法は、作業の全容と作業面の確認できるよう撮影する。

また、黒板等により作業範囲を不可視部とならないように撮影する。

４．書類整理

（１）測点毎に整理する

例

№1

取壊工(舗装版切断状況から荷卸状況の一連写真)

土　工(床堀状況から残土処理状況の一連写真)

№2

取壊工(舗装版切断状況から荷卸状況の一連写真)

土　工(床堀状況から残土処理状況の一連写真)

の順で整理する。

（２）測点等にインデックスを貼ること。

５．給水管

（１）分水栓取付穿孔くず確認状況

全穿孔箇所の穿孔くずが確認出来る写真を撮影する。

**４－２ 工程管理**

| 番号 | 管理項目 | 提出書類 | 留意事項 |
|---|---|---|---|
| 1 | 工程管理 | 実施工程表 | ・計画を黒線、実施を赤線とする。 |

## ４－３ 出来形管理

| 番号 | 管理項目 | 項目 | 測定項目 | 規格値 | | 管理方法 | | 記入事項及び留意事項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 個々 | 10個の平均 | 図表 | 図 | |
| 1 | 出来形総括 | 出来高数量総括表<br>出来形総括表 | 管種口径延長<br>主要施設数量<br>舗装、路盤面積<br>区画線等延長<br>給水管箇所数 | － | － | | ○ | |
| 2 | 出来形図 | 全体平面図 | 測点<br>総体延長<br>管種口径別延長<br>配管位置<br>主要施設位置<br>（仕切弁、消火栓等） | － | － | | ○ | 測点を明記する。<br>管布設延長と水平延長を明記し、設計値との対比表示と差を表示する。<br>主要施設を旗あげする。 |
| 3 | 送、配水管 | 管　延　長 | 測点<br>総体延長<br>区間延長<br>（曲管、役物、主要施設等）<br>管ナンバー | | － | | ○ | 配管管理図（配管展開図） |
| | | 管　天　高 | | ±30 | | ○ | | |
| | | 配水管材料 | 測点<br>直管本数、切管延長<br>曲管、役物、主要施設 | | | | | ※使用材料明記 |
| | | 仕切弁室工<br>消火栓室工 | 高さ等<br>高さ等 | | | ○ | | |
| 4 | 給 水 管 | 給水管延長 | 全体平面図に所有者名と位置を記入<br>延長、継ぎ手類<br>全景及び測定値が分かる写真 | | | | ○ | 平面図（給水管位置図）<br>配管管理図（配管展開図）<br>配管管理写真 |
| 5 | 土　　工 | 床　　堀 | 高　　さ | －30 | | ○ | | 40m毎に１箇所 |
| | | | 上　　幅 | －50 | | ○ | | 40m毎に１箇所 |
| | | | 下　　幅 | －50 | | ○ | | 40m毎に１箇所 |
| | | 埋　戻　工<br>（再生 CR） | | | | | | |
| | | | 各 層 の 厚 さ | －30 | | ○ | | 巻出厚 20ｃｍ以下 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | 基礎工 | 基礎砂工 | | | | | | |
| | | | 厚さ | 設計値以上 | | ○ | | 40m毎に１箇所 |
| 7 | 保護砂工 | 保護砂 | | | | | | |
| | | | 厚さ | 設計値以上 | | ○ | | 40m毎に１箇所（一括管理） |
| 8 | 路盤工 | 不陸整正 | 幅 | −50 | | ○ | | 40m毎に１箇所 |
| | | 下層路盤工 | 厚さ | −45 | | ○ | | 40m毎に１箇所 |
| | | | 幅 | −100 | | ○ | | 40m毎に１箇所 |
| | | 上層路盤工 | 厚さ | −30 | | ○ | | 40m毎に１箇所 |
| | | | 幅 | −100 | | ○ | ○ | 40m毎に１箇所 |
| 9 | 仮舗装工 | 仮舗装 | 厚さ | − 9 | − 3 | ○ | | 2 箇所~~個~~以上 |
| | | | 幅 | −25 | | ○ | ○ | 40m毎に１箇所 |
| １０ | 車道舗装工 | 基層 | 厚さ | −12 | − 4 | ○ | | 1000 ㎡枚に１個(未満は 2 個以上) |
| | | | 幅 | −25 | | ○ | ○ | 40m毎に１箇所 |
| | | 表層 | 厚さ | − 9 | − 3 | ○ | | 1000 ㎡枚に１個(未満は 2 個以上) |
| | | | 幅 | −25 | | ○ | ○ | 40m毎に１箇所 |
| １１ | 歩道舗装工 | 路盤 | 厚さ | −45 | −15 | ○ | | 40m毎に１箇所 |
| | | | 幅 | −100 | | ○ | ○ | 40m毎に１箇所 |
| | | 表層 | 厚さ | − 9 | —3 | ○ | | 200m毎に１箇所(未満は 2 個以上) |
| | | | 幅 | −25 | | ○ | ○ | 40m毎に１箇所 |
| １２ | 給水管<br>土工・舗装等 | 番号<br>４～８と同様 | | | | | | |
| １３ | 交通安全施設工 | 区画線設置工 | 厚さ | 設計値以上 | | ○ | | １箇所テストピース採取 |
| | | | 幅 | 設計値以上 | | ○ | ○ | 1箇所/10本　10本以下は、2箇所 |

１．出来形管理における測定頻度は上表を基本とする。

80m未満の工事については、最低２箇所とする。

２．管理図毎に、設計値（最終変更）と実測値が比較できるよう数値を併記。

３．撮影方向は、原則として統一方向とする。ただし、撮影不可能な場合を除く。

４．書類整理については、工種毎管理を基本とし、工種、種目等のインデックスを貼ること。

５．その他については、土木工事施工管理基準及び規格値による。

６．管理資料

（1）資料：出来高数量総括表、出来形管理総括表、出来形管理図表、工程能力図

（2）図面：本管配管図、本舗装展開図

（3）管理測点 10 点未満は、工程能力図を省略出来る。

7.出来形管理展開図は設計値を黒書し、設計値に対応する実測値及び差を設計値の上段に記入する。

8．黒板の数量（設計値、実測値等）と施工管理図等の数量が確認できれば、写真帳の添え書きに設計値、実測値等の数値を記入する必要はない。

## ４－４ 品質管理

| 番号 | 管理項目 | 提出書類等 | 留意事項 |
|---|---|---|---|
| 1 | 管理総括 | 品質管理総括表 | |
| 2 | 材料管理<br>(配管資材) | 使用材料一覧表 | ・設計値（最終変更）と実測値が比較 |
| | | 使用材料管理<br>材料写真 | ・使用材料の種類、口径、規格、数量等<br>・全使用材料の口径、規格、数量等が分かる写真<br>使用材料一覧表との整合を図る |
| 3 | 材料管理 | 材料試験報告書<br>材料証明書 | ・使用石材、アスファルト等<br>・配管資材、鋼材等 |
| 4 | 配管管理 | ○水圧試験<br>水圧試験立会証明書及び立会写真<br><br><br><br>水圧結果写真 | ・ビニル管、鋳鉄管、鋼管水圧検査基準<br>1.0MPa を負荷して、10 分経過後に 0.9Mpa 以上保持すれば合格<br>・ポリエチレン管水圧検査基準（P32 参照）<br>・水圧計の数値が読み取れる写真<br>・立会者確認状況写真(開始終了時間・水圧・放水) |
| | | 溶接継手管理<br>施工方法<br>放射線検査<br>検査証明書 | ・ステンレス鋼管<br>原則として、ﾃｨｸﾞ溶接 JIS C9306,9301,9322 とする<br>透過写真の傷の像の分類(JIS Z 3106 付属書 4)<br>放射線検査報告書、検査結果一覧表、JIS Z 3106 付属書 4 の写し、検査者資格証明、透過写真(フィルム)<br>撮影枚数／口：1000mm 未満　1 枚<br>1000mm 以上　2 枚 |
| | | 継手管理写真<br><br><br><br><br><br>配管継手管理 | ・全継手部の完了写真<br>全管の受、挿にNo.を付す。、<br>挿し口に標線を油性マーカーで記入する。<br>適切な施工が確認できる写真を撮影する。<br>・全抜止防止装置設置完了写真<br>離脱防止金具、特殊押輪等のように継手部に接合以外の部材を設置した場合は、トルクレンチでの締め付け状況など、適切に設置されたことを証明する写真を撮影する。<br>・NS 形継手チェックシート　・EF 接合チェックシート |
| 5 | 不陸整正 | 使用材料伝票 | ・補足材の使用量を明確にする<br>・逆算により補足材投入厚を算出 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6 | 路盤管理 | 密度試験報告書 | ・３箇所以上（ただし、300 ㎡未満については別途基準参照）<br>・　上層路盤工γdmax の 93%以上かつ$X_3$96.5%以上<br>・　下層路盤工γdmax の 93%以上かつ$X_3$97.0%以上<br>・　歩道路盤工　平均値がγdmax の 85%以上 |
| | | 試験状況写真 | ・試験箇所が確認できる |
| 7 | 舗装管理 | 温度測定総括表 | ・トラック１台毎、初期締固前（110° 以上）<br>・交通開放温度は、50° 以下<br>・プライマー量の管理（監督員の指示による） |
| | | 温度測定写真 | |
| | | 密度測定 | ・３箇所以上（ただし、300 ㎡未満については別途基準参照）<br>・　車道　基準密度の 94%以上かつ$X_3$96.5%以上<br>・　歩道　基準密度の$X_3$93.5%以上<br>・試験箇所が確認できる |
| | | 試験状況写真 | |

※　写真管理の撮影頻度については、土木工事施工管理基準及び規格値による。

## ４－５ 建設副産物管理

| 番号 | 管理項目 | 提出書類 | 留意事項 |
|---|---|---|---|
| 1 | 建設副産物管理 | 総括表 | ・総数量の設計値と実測値が比較 |
| | | 産業廃棄物処理委託契約書 | |
| | | 残土処理位置図 | |
| | | 残土処理許可書等 | ・自社処理場以外に処理をする場合、処理を許可する書類等（農地法５条申請許可の写し等）<br>※1000 ㎥以上については、別途指示する。 |
| | | 再生資源利用実施書<br>再生資源利用促進実施書 | ・用紙版とデータ版(電子媒体) |

１．マニフェストは、「提示」の扱いとし、写しの提出は不要とする。

２．書類整理については、インデックスを貼ること。

３．産業廃棄物管理について

注）過積載に注意すること

・廃棄物単位体積重量

・アスファルト殻　　2.35t／m3

・コンクリート殻（無筋）　2.35t／m3

・　コンクリート殻（鉄筋）　2.50t／m3

ダンプトラック積載量

| | アスファルト殻 | コンクリート殻（無筋） | コンクリート殻（鉄筋） |
|---|---|---|---|
| １０ｔ | 4.25m3 | 4.25m3 | 4.00m3 |
| ４ｔ | 1.70m3 | 1.70m3 | 1.60m3 |
| ２ｔ | 0.85m3 | 0.85m3 | 0.80m3 |

## ４－６ 安全管理

| 番号 | 管理項目 | 提出書類 | 留意事項 |
|---|---|---|---|
| 1 | 安全管理 | 安全教育実施報告書 | ・安全教育実施内容が確認出来るもの（提示でよい） |
| | | 安全教育実施状況写真 | ・作業員全員参加で、月当たり半日以上 |
| | | 交通誘導警備員集計表 | ・日あたりの配置人数を明確に集計する。<br>・設計値と実測値を記入する。 |

### ４－７ 現場周辺状況調査

| 番号 | 管理項目 | 提出書類 | 留意事項 |
|---|---|---|---|
| 1 | | 着工前現場状況 | ・着手に先立ち、工事箇所及び周辺の現状を把握し必要に応じて写真等で管理 |

### ４－８ 段階確認

| 番号 | 工種 | 細別 | 確認事項 |
|---|---|---|---|
| 1 | 配管工 | 法線確認 | 着手前 |
| | | 材料確認 | 材料搬入時（数量確認も行う） |
| | | 水圧試験 | 配管完了後 |
| | | 本管切替 | ただし、休日の前日は行わないこと |
| 2 | 舗装工 | 本舗装範囲確認 | 本舗装復旧範囲 |

### ４－９ 小規模路盤工および舗装工の施工管理基準

１．測定基準

施工面積が 300 ㎡未満の路盤工及び舗装工の試験基準は、次のとおりとする。

（１）路盤工（施工）

①締固め密度の測定

100 ㎡以上 200 ㎡未満については１回以上

200 ㎡以上 300 ㎡未満については２回以上

（２）アスファルト舗装

①温度測定

10 ㎡を越えるものについてはトラック１台ごと。

②密度測定

10 ㎡を超え 200 ㎡未満については１箇所以上

200 ㎡以上 300 ㎡未満については２箇所以上

※上記で得られた試験結果の合否については、別紙－２の規格値を満たさなくてはならない。

## 第５節 工事検査チェックリスト

### ５－１ 提出書類

| | 項　目 | 備　考 |
|---|---|---|
| □ | 施工計画書 | |
| □ | 変更施工計画書 | |
| □ | 材料承認願 | |
| □ | 工事履行報告書 | |
| □ | ２週間工程表 | |
| □ | 休日・夜間作業届 | |
| □ | 協議・打合 | |
| □ | 安全訓練実施報告書 | |
| □ | 道路使用許可証の写し | |
| □ | 試掘調査報告書 | |
| □ | 法線確認（段階確認） | |
| □ | 材料確認（段階確認） | |
| □ | 水圧試験（段階確認） | |
| □ | 本管切替（段階確認） | |
| □ | 断水周知配布ビラ | |
| □ | 本舗装復旧（段階確認） | |
| □ | 長期休暇に伴う安全パトロール計画書 | |
| □ | 長期休暇に伴う安全パトロール報告書 | |
| □ | 施工体制台帳 | |
| □ | 施工体系図 | |
| □ | 最終出来形数量報告書 | |
| □ | 社内検査報告書 | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |

## ５－２ 施工状況写真

| | 項　目 | 備　考 |
|---|---|---|
| | ＜着工前・完成＞ | |
| □ | 起、終点を含む全景写真があるか | |
| □ | 支管接続部を区域外から内に向けて撮影されているか | |
| □ | 着手前、完了は同一撮影位置か | |
| □ | 測点の明確化に表示されているか（ﾎﾟｰﾙ、No.札等の設置） | |
| | ＜取壊工＞ | |
| □ | 一連の車輌ナンバーが確認できるか | |
| □ | 積込現場が確認できるか | |
| □ | 運搬経路が確認できるか | |
| □ | 処分場搬入が確認できるか（※AS・CO殻、舗装版切断汚水） | |
| □ | 処分場が確認できるか | |
| | ＜土工＞ | |
| □ | 仮置きがある場合、写真はあるか | |
| □ | ＜砂基礎工＞ | |
| □ | 充分な転圧がされているか | |
| | ＜管布設工＞ | |
| □ | 布設管のNo.明記がされているか | |
| □ | 継ぎ手部の締め付けがされているか | |
| □ | 切管部の入り代ﾏｰｷﾝｸﾞがされているか | |
| | ＜主要施設設置工＞ | |
| □ | 布設管のNo.明記がされているか | |
| | ＜保護砂工＞ | |
| □ | 充分な転圧がされているか | |
| □ | 巻出し厚は20 cm以下になっているか | |
| | ＜埋戻工＞ | |
| □ | 充分な転圧がされているか | |
| □ | 巻出し厚は20 cm以下になっているか | |
| | ＜下層路盤工＞ | |
| □ | 充分な転圧がされているか | |
| □ | 巻出し厚は20 cm以下になっているか | |
| | ＜上層路盤工＞ | |

| | | |
|---|---|---|
| □ | 充分な転圧がされているか | |
| □ | 巻出し厚は 15 ㎝以下になっているか | |
| | ＜舗装工＞ | |
| □ | 乳剤は均一に散布されているか | |
| □ | 養生砂の清掃はされているか | |
| | ＜給水管＞ | |
| □ | 土工から舗装工までの一連の写真があるか | |
| | ＜使用機械＞ | |
| □ | 使用機械の種類や規格は適当か | |
| | ＜安全管理＞ | |
| □ | 交通誘導状況写真はあるか | |
| □ | 夜間保安施設設置状況はあるか | |
| | ＜現場事務所等＞ | |
| □ | 建設業退職金共済のステッカーはあるか | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |

## ５－３ 出来形管理

| | 項　目 | 備　考 |
|---|---|---|
| | ＜出来形総括＞ | |
| □ | 出来高数量総括表はあるか | |
| □ | 出来形管理数量総括表はあるか | |
| | ＜出来形図＞ | |
| □ | 全体平面図はあるか | |
| □ | 全体平面図に測点は明記されているか | |
| □ | 全体平面図に管布設・水平延長の明記、設計・実測値との差が明記されているか | |
| □ | 全体平面図に主要施設の旗あげがされているか | |
| □ | 配水管管理図（展開図）はあるか | |
| □ | 配水管管理図管布設・水平延長の明記、設計・実測値との差が明記されているか | |
| □ | 給水管管理図（展開図）はあるか | |
| □ | 舗装展開図はあるか | |
| □ | 舗装展開図に設計・実測値との差が明記されているか | |
| □ | 区画線平面図はあるか | |
| □ | 区画線平面図に設計・実測値との差が明記されているか | |
| | ＜出来形管理図表＞ | |
| □ | 写真との整合はとれているか | |
| □ | 必須管理項目が満足しているか | |
| □ | 規格値を満足しているか | |
| | ＜出来形工程能力図＞ | |
| □ | 出来形工程能力図はあるか　※９点までは不要 | |
| □ | 出来形管理図表との整合はとれているか | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |

**５－４ 品質管理**

| | 項　目 | 備　考 |
|---|---|---|
| | ＜管理総括＞ | |
| □ | 品質管理総括表はあるか | |
| □ | ＜材料管理＞ | |
| □ | 使用材料一覧表はあるか | |
| □ | 全使用材料の口径、規格、数量等がわかる写真があるか | |
| □ | 材料試験報告書があるか | |
| □ | 材料証明書があるか | |
| | ＜配管管理＞ | |
| □ | 水圧試験立会証明書及び立会写真があるか | |
| □ | 全継手部の完了写真があるか | |
| □ | 全抜止防止装置設置完了写真があるか | |
| □ | トルクレンチ締め付け状況 | |
| □ | チェックシートがあるか※NS、EF の場合 | |
| | ＜不陸整正＞ | |
| □ | 使用材料伝票があるか※補足材の場合 | |
| □ | ＜路盤管理＞ | |
| | 密度試験報告書及び写真があるか | |
| □ | ＜舗装管理＞ | |
| □ | 敷き均し温度測定総括表及び写真はあるか | |
| □ | 交通開放温度測定総括表及び写真はあるか | |
| □ | 密度試験報告書及び写真があるか | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |

### ５－５ 建設副産物管理

| | 項　目 | 備　考 |
|---|---|---|
| □ | 総括表はあるか | |
| □ | 産業廃棄物処理委託契約書はあるか | |
| □ | 残土処理位置図はあるか | |
| □ | 残土処理許可書はあるか | |
| □ | 農地法５条申請許可の写しはあるか | |
| □ | 材料証明書があるか | |
| □ | 再生資源利用実施書及びＣＤはあるか | |
| □ | 再生資源利用促進実施書及びＣＤはあるか | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |

### ５－６ 安全管理

| | 項　目 | 備　考 |
|---|---|---|
| □ | 交通誘導警備員集計表はあるか | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |

### ５－７ 工程管理

| | 項　目 | 備　考 |
|---|---|---|
| □ | 実施工程表はあるか | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |
| □ | | |